

新潟市家具転倒防止補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における家具の転倒による被害の防止又は軽減を図るとともに、住宅又は住戸（以下「住宅等」という。）の耐震対策の推進に寄与するために、新潟市内の住宅等にある家具の転倒防止の工事を実施する費用の一部を補助する新潟市家具転倒防止補助事業（以下「本事業」という。）の補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家具

ダンス、食器棚、書棚等の、主として木質系の材料で作られている大型の家具であって、地震時に転倒することにより、被害を及ぼす可能性のあるものをいう。

(2) 家具転倒防止工事

次に掲げる方法により家具を住宅等の柱、間柱、横桟等の構造部材や鉄筋コンクリート等による構造体（以下「構造部材等」という。）へ強固に固定し、地震時における家具の転倒を防止するための工事をいう。

ア L字型金物、木材、添え板等を用いて家具を構造部材等に強固に固定

イ 釘等を用いて家具自体を直接構造部材等に強固に固定

ウ その他ア又はイに類する方法により家具を構造部材等に強固に固定するものとして、市長が認めるもの

(補助対象世帯)

第3条 本事業の対象となる世帯は、新潟市内に居住する世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を受けて、同一の住宅等において家具転倒防止工事を行ったことのある世帯は、本事業の対象外とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金は、補助対象世帯の者で、その者が居住する住宅等において家具転倒防止工事を行うものに対して交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止工事に係る契約を締結する前に、次に掲げる書類を添付した別記様式第1号による補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者と家具転倒防止工事を実施しようとする住宅等の所有者が異なる場合は、当該家具転倒防止工事を実施することについての別記様式第2号による住宅等の所有者の同意書

(2) 当該家具転倒防止工事に係る費用の見積書の写し（家具転倒防止の方法及び使用材料の仕様、固定する家具の数量等を明示したもの。）

(3) 家具転倒防止工事を実施しようとする家具（以下「対象家具」という。）の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容について

審査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を別記様式第3号による補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、本事業の目的の達成及び適正な施行のために必要な条件を付することができる。

（工事の着手）

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知書が交付される日以前に、家具転倒防止工事に着手してはならない。

（事業の変更手続き）

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請に係る事業の中止、廃止又は内容の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

（1） 補助金の額に変更が生じないもの

（2） 工事の内容を実質的に変更するものでなく、その細部を変更するもの

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を添付した別記様式第4号による補助事業中止・廃止・変更承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容に係らないものは省略することができる。

（1） 変更後の家具転倒防止工事に係る費用の見積書の写し（家具転倒防止の方法及び使用材料の仕様、固定する家具の数量等を明示したもの。）

（2） 変更後の対象家具の写真（当該変更に係るものに限る。）

3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容について審査等を行い、変更の承認をしたときは、その旨を別記様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該補助金

の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- 4 補助事業者は、第2項の規定による承認の申請をしたときは、第3項の規定による通知書が交付される日以前に、当該変更に係る家具転倒防止工事に着手してはならない。

(事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、家具転倒防止工事が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添付した別記様式第6号による実績報告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 家具転倒防止工事に係る費用の領収書の写し
- (2) 工事状況写真(各対象家具について、工事の着手前及び完了後の状況が確認できるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告の内容について審査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式第7号による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(家具転倒防止工事に係る現地調査)

第12条 市長は、家具転倒防止工事の施工中又は完了後において、建築行政課の職員を派遣することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が市補助金規則第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第8号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第9号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずることができる。

5 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずることができる。

(補助事業者に対する指導等)

第14条 市長は、補助事業者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 第13条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改定に係る規定は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

対象家具の台数	補助金の額
1台の場合	家具転倒防止工事に要する費用（家具転倒防止金物及び添え板等の補助材などの材料に係る費用及び家具の移動に要する費用を除く。以下同じ。）の額とし、その額は4,000円を超えないものとする。
2台の場合	家具転倒防止工事に要する費用の額とし、その額は5,000円を超えないものとする。
3台以上の場合	家具転倒防止工事に要する費用の額とし、その額は7,000円を超えないものとする。

注：家具転倒防止工事に要する費用は、消費税及び地方消費税相当額を除く。

新潟市家具転倒防止補助事業補助金交付申請書

（宛先）新潟市長

申請者
住所 〒 —

氏名

連絡先電話番号 — —

新潟市家具転倒防止補助事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請住宅等 所在地	新潟市 (申請者住所と異なる場合のみご記入ください。)
申請者等	補助事業の対象となる住宅等は下記の全てに該当するものです。条件を満たす場合は <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する住宅等である(該当する項目に○を記入してください。) ・自己所有の住宅等である ・賃貸の住宅等である(住宅等の所有者の同意書が必要) <input type="checkbox"/> 市内に居住する世帯であり、申請住宅等に申請者が居住している <input type="checkbox"/> 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた住宅ではない
対象家具の台数 及び 交付申請額	以下のうち該当する項目を○で囲んでください。 ・対象家具台数 1 箇所 交付申請額 4,000円 ・対象家具台数 2 箇所 交付申請額 5,000円 ・対象家具台数 3 箇所以上 交付申請額 7,000円 補助対象工事費 _____ 円
事業実施期間 (予定)	補助金交付決定日 ~ 年 月 日
確認事項	次の事項を確認のうえ、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。(<input checked="" type="checkbox"/> がない場合は、 交付決定ができません。) <input type="checkbox"/> 本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。
注意事項	※本事業は地震発生時の家具の転倒防止を完全に保証するものではありません。

添付書類

- (1) 住宅等の所有者の同意書（別記様式第2号）
- (2) 家具転倒防止工事に係る費用の見積書の写し（金物の仕様及び数量等を明示したもの）
- (3) 対象家具の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

新潟市家具転倒防止補助事業
住宅等の所有者の同意書

申請者 _____ が、次の住宅等に家具転倒防止工事を実施することについて、住宅等の所有者として同意いたします。

補助事業実施住宅等の所在地 新潟市 _____

年 月 日

住宅等所有者 住所 新潟市 _____

氏名 _____

電話番号 _____

新潟市家具転倒防止補助事業
補助金交付（不交付）決定通知書

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付けで申請のありました新潟市家具転倒防止補助事業の実施について、補助金の交付（不交付）の決定をいたしましたので、次のとおり通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市家具転倒防止補助事業

2. 交付決定額（不交付の理由）

3. 補助事業実施住宅等の所在地 新潟市

4. 交付条件等

- （1）本事業は地震発生時の家具の転倒防止を完全に保証するものではありません。地震発生時にはできる限り速やかに安全な場所に避難してください。
- （2）本事業の利用は1世帯の同一住宅・住戸につき、1回限りとなります。
- （3）新潟市家具転倒防止補助事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- （4）上記要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

新潟市家具転倒防止補助事業
補助事業中止・廃止・変更承認申請書

（宛先）新潟市長

補助事業者（申請者） 〒 _____
住所

氏名

連絡先電話番号 _____

年 月 日付け新建第 _____ 号の2で補助金の交付の決定を受けた
補助事業について、次のとおり中止・廃止・変更したいので、申請します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市家具転倒防止補助事業

2. 補助事業実施住宅等の所在地 新潟市

3. 中止・廃止・変更の内容

中止・廃止・変更前	中止・廃止・変更後

4. 中止・廃止・変更の理由

5. 中止・廃止・変更予定年月日

添付書類

- （1）変更後の家具転倒防止工事に係る費用の見積書の写し（家具転倒防止の方法及び使用材料の仕様、数量等を明示したもの。）
- （2）変更後の対象家具の写真（当該変更に係るものに限る。）

新建第 号

年 月 日

新潟市家具転倒防止補助事業
補助金交付決定変更通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の2で補助金の交付の決定をした新潟市家具転倒防止補助事業の変更について承認し、その補助金の交付の決定の内容を次のとおり変更したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市家具転倒防止補助事業

2. 既交付決定額

3. 変更交付決定額

4. 補助事業実施住宅等の所在地 新潟市

5. 変更の内容

変更前	変更後

6. 変更の理由

新建第 号

年 月 日

新潟市家具転倒防止補助事業
補助金確定通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市家具転倒防止補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市家具転倒防止補助事業

2. 補助事業実施住宅等の所在地 新潟市

3. 交付決定額 円

4. 交付済額 円

5. 確定額 円

新建第 号

年 月 日

新潟市家具転倒防止補助事業
補助金交付決定取消通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の で補助金の交付の決定をした新潟市家具転倒防止補助事業について、次のとおり補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市家具転倒防止補助事業

2. 補助事業実施住宅等の所在地 新潟市

3. 交付決定額 円

4. 交付決定取消額 円

5. 取消しの理由

新建第 号

年 月 日

新潟市家具転倒防止補助事業
補助金返還命令書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の で補助金の交付決定の取消しをした新潟市家具転倒防止補助事業について、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- 対象住宅等の所在地 新潟市
- 返還額 円
- 返還の期限
- 返還の理由